

		グループ保険(損害保険部分)		グループ保険(愛教組連合独自共済部分)																										
保 険 期 間		1 年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退などで被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。 ただし、掛金の払込が条件となります。																												
掛 金		毎月の給与より控除します。（初回は1月分より） ※病気やケガの給付を受けた年度の掛金の払込については、原則「グループ保険（愛教組連合独自共済部分）」に準じます。		1月・7月の給与より控除します。（初回は1月分より） ※病気やケガの給付を受けた年度（1月～ 12月）は原則継続となり、掛金の払込が必要となります。																										
継 続 加 入 の 取 り 扱 い		加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。 ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。																												
保 険 金 の お 支 払		<table><tr><th>補償項目</th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr><tr><td>全項目共通</td><td></td><td></td><td>●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） など</td></tr><tr><td>傷害共通</td><td>急激かつ偶然な外来の事故によるもの</td><td></td><td>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山はん（ビックルなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など</td></tr><tr><td>入院</td><td>傷害により、入院した場合</td><td>入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日限度</td><td></td></tr><tr><td>手術</td><td>事故の発生の日からその日を含めて365日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ※ただし1事故につき手術1回が限度</td><td>入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額</td><td></td></tr><tr><td>通院</td><td>傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合</td><td>通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度</td><td></td></tr></table>	補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	全項目共通			●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） など	傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山はん（ビックルなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など	入院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日限度		手術	事故の発生の日からその日を含めて365日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ※ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額		通院	傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度		・入院給付金は、加入者がグループ保険加入日（2026年1月1日）以後に発病した入院を1日以上継続した場合、1入院につき365日を限度として給付する。ただし、精神疾患の場合は180日を限度として給付する。 ・手術給付金は、加入者がグループ保険加入日（2026年1月1日）以後に発病した入院を伴う手術を受けられた場合、1入院につき1回を限度として給付する。（保険期間内の支払回数には制限はない。） ・ただし、次の場合は対象外とする。 （1）加入者の性同一性障害、アルコール依存または薬物依存を原因とする入院及び手術 （2）臓器移植提供者による入院及び手術 （3）加入者の故意または重大な過失による入院及び手術 （4）正常分娩による入院、健康保険適用外入院及び吸引分娩、カンシ分娩の手術給付 （5）責任開始期（加入日）前に判明している妊娠に伴う異常分娩による入院及び手術 ※2回目以降の帝王切開に伴う入院及び手術給付金の増額部分 （6）不慮の事故による入院及び手術 （7）近視矯正手術給付 （8）歯科に関わる手術給付（抜歯） （9）検査の為の手術給付 （10）ドレナージ術による手術給付 （11）痔の手術は根治術以外の手術 （12）レスパイト入院 （13）精神疾患による手術 ※「1入院」とは、主たる疾病名が同一である入院をいいます。 ※「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。 ※「手術」とは、医師による治療を目的とし、かつ下記に定める病院または診療所において施される手術を指し、医師による診断書などに手術を施された事実が明記されているものをいう。 ・「病院または診療所」とは、次の（1）（2）のいずれかに該当したものとする。 （1）医師法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 （2）（1）の場合と同等と愛教組連合が認めた日本国外にある医療施設 ※ご請求に際し、入院日より3年以内にご請求ください。3年経過した後の給付金のお支払はできません。 ※愛教組連合独自共済部分であるため一般の生命保険会社の支払い基準とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。			
		補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合																									
		全項目共通			●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） など																									
		傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山はん（ビックルなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など																									
		入院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日限度																										
手術	事故の発生の日からその日を含めて365日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ※ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額																												
通院	傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度																												

	グループ保険(損害保険部分)	グループ保険(愛教組連合独自共済部分)
保 険 金 の お 支 払 (つづき)	①長管骨（注3）または脊柱 ②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4） ③肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。 ④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。 （注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りです。）およびハローベストをいいます。 （注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。 （注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 （注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。 ●既往の疾病や障害などの影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。 ●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。 ●保険金受取人は被保険者本人となります。 <重大事由による解除について> 保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ※事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。 <代理請求制度について> ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。	※手術給付をご請求される方は、5日未満の入院でも「入院証明書」をお取りいただけます。
	配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。 ※中途脱退の場合、配当金はありません。（退職にともなう脱退も含みます。）ただし退職者制度に加入される場合は、1～6月分の配当金をお返しします。
	税 法 上 の 取 り 扱 い	グループ保険の病气入院給付部分・病气手術給付部分は、愛教組連合独自共済のため、生命保険料控除の対象にはなりません。
	申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
	◆ご請求は職場で簡単に手続き可能！	

保険金・給付金の支払対象事項（死亡・入院・通院・手術）が生じた場合、各分会担当者（分会長）より「グループ保険申請連絡票」を取り記入いただき、記入済「グループ保険申請連絡票」をFAXにて学生協宛に送信してください。または、学生協HPからダウンロードしていただき、記入済「グループ保険申請連絡票」をFAXにて学生協宛に送信してください。（学生協FAX）052-261-7103

- 不慮の事故による入院・通院の場合には、
「グループ保険申請連絡票」+「事故連絡票」の両方
●不慮時の事故以外による入院・通院の場合には、
「グループ保険申請連絡票」のみ
- 手配・記入・FAX願います。

三大疾病特約制度および就業不能サポート制度請求時は、組合員本人もしくは指定代理請求者から学生協にご連絡願います。
（学生協TEL）052-261-7032